

令和2年第2回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和2年6月2日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 4～P 10＞
- 日程第 5 報告承認第3号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度足寄町一般会計補正予算（第2号）〕＜P 10＞
- 日程第 6 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）＜P 11＞
- 日程第 7 報告第12号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）＜P 11＞
- 日程第 8 報告第13号 事故繰越し繰越計算書について＜P 11～P 12＞
- 日程第 9 報告第14号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について（一般会計）＜P 12＞
- 日程第10 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について＜P 12～P 13＞
- 日程第11 議案第48号 除雪グレーダ（雪寒機械）購入売買契約について＜P 13～P 15＞
- 日程第12 議案第49号 スクールバス購入売買契約について＜P 15～P 16＞
- 日程第13 議案第50号 町民センター改修（第4期）工事請負契約について＜P 16～P 17＞
- 日程第14 議案第51号 はるにれ団地公営住宅新築建築主体（8号棟）工事請負契約について＜P 17～P 18＞
- 日程第15 議案第52号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について＜P 18＞
- 日程第16 議案第53号 足寄町行政不服審査法施行条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例＜P 18～P 19＞
- 日程第17 議案第54号 足寄町税条例の一部を改正する条例＜P 19～P 21＞
- 日程第18 議案第55号 足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例＜P 21～P 22＞
- 日程第19 議案第56号 足寄町介護保険条例の一部を改正する条例＜P 22～P 23＞
- 日程第20 議案第57号 足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例＜P 23＞
- 日程第21 請願第1号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書＜P 24＞
- 日程第22 意見書案第1号 「子供の貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書＜P 24＞
- 日程第23 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書＜P 24＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和2年第2回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、3番進藤晴子君、4番榊原深雪君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月2日から6月12日までの11日間とし、このうち3日から9日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日6月2日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告承認第3号を即決で審議いたします。

次に、報告第11号から報告第14号までの報告を受けます。

次に、議案第47号から議案第57号まで

を即決で審議いたします。

次に、請願第1号につきましては、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

意見書案第1号については文教厚生常任委員会へ、意見書案第2号については総務産業常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

10日は一般質問を行います。

11日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様には御報告いたしますので、御了承をお願い申し上げます。

なお、議案第58号から議案第62号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議をいたします。よろしく願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月12日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、3日から9日までの7日間は休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、6月4日木曜日の午後4時まででありますので、よろしく願いをいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、5件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄町地域防災計画の改定について御報告いたします。

足寄町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき昭和40年に策定し、逐次改定を行い、直近では平成30年3月に改定を行ったところですが、その後の国の防災基本計画等の修正並びに北海道地域防災計画の修正、諸般の社会情勢の変化などにより、改定が必要となったため、本年3月に足寄町防災会議を書面により開催し改定案が承認され、別冊のとおり計画書の改定を終えたところでありま

す。主な改定内容につきましては、平成31年3月に改定された国の避難勧告等に関するガイドラインにおいて、災害時に住民が取るべき行動が理解しやすくなるよう、住民に対する防災気象情報を5段階の警戒レベルで明記して提供することが示されましたので、本計画において修正しております。

また、道が更新いたしました大雨洪水発生時における浸水想定区域図を反映させ、重要

警戒区域（水防区域）の河川の追加や変更等も行っております。

そのほか、本編及び資料編の変更箇所多くは北海道地域防災計画の修正に合わせたもので、平成30年9月に発生いたしました北海道胆振東部地震の検証も踏まえた修正を加えております。

なお、今回の改定は、令和元年5月時点の北海道地域防災計画との整合性を図ったものです。今後の災害発生時における避難所運営等におきましては、新型コロナウイルス感染症等への対応が求められることから、国や道からの指針等が示され次第、様々な観点から避難所等の在り方について具体的な検討を進め、新たな対策を講じてまいります。

今後も引き続き、住民の方々や関係団体等の協力を得ながら、防災・減災対策に万全を期すべく努力してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

次に、令和2年4月27日開催の第2回足寄町議会臨時会で新型コロナウイルス感染症に対する本町の取組について行政報告をしていたところですが、その後の対策状況について御報告いたします。

令和2年4月7日に政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出された後、4月16日に全国に緊急事態宣言が出され、5月6日まで緊急事態措置を実施することとされましたが、5月4日に緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長することが決定されました。これを受け、本町においても対策本部会議を開催し、5月6日までとしていた町内各施設の休館等の各種対応を6月1日まで延長することといたしました。

その後、5月21日までに42府県で緊急事態宣言の解除が行われ、5月25日には全国が解除となりましたが、北海道においては5月末まで引き続き道民に外出自粛、札幌との往来自粛などを呼びかけていたことから、本町といたしましては6月1日まで休館等の

対応を継続したところです。

各施設の利用につきましては、3つの密（密閉・密集・密着）の解消が難しい温水プールの採暖室を除き本日から再開しておりますが、体調不良の方には利用を控えていただくことやマスクの着用、手洗いの励行、人と人の間隔を空ける、換気をするなど、3つの密を避けた利用をお願いし、感染予防を図ってまいります。

また、不特定の方が利用する施設については、利用者名簿への連絡先の記入をお願いし、感染者発生時に向けた対策を行うこととしています。なお、里見が丘公園のバーベキューハウスやバンガロー等につきましては、感染拡大防止のため、当面十勝管内在住者に限定して利用していただくこととしております。

次に、小中学校につきましては、北海道教育委員会からの要請に基づき、5月29日まで臨時休業としておりましたが、休業期間の長期化に伴う児童生徒の心身の負担等を考慮し、通常の学校生活に円滑に移行できるよう、5月18日から5月29日まで午前授業等による分散登校を行い、6月1日の授業再開に向けての準備期間としました。なお、6月1日からは、足寄高校を含む全学校で通常授業が再開しております。

本年9月に予定しておりました足寄高校生海外研修派遣事業につきましては、現在、日本政府からカナダを含む各国への渡航中止勧告が発出されていることから、去る5月26日に開催されました同事業実行委員会において、本年度の派遣については見送るとの結論に至りました。

今後、足寄高校やウエタスキウィン市などの関係機関と、現1年生の来年度における派遣が可能かどうか、協議・検討を進めていくこととしております。

次に、保育所につきましては、緊急事態宣言期間においても感染予防に留意した上で、児童の受入れを行い、家庭での保育について可能な場合には御協力いただくようお願いし

ておりましたが、5月28日から通常保育を開始いたしました。また、学童保育所につきましても、5月18日から小学校の分散登校が開始されたことに伴い、通常運営としておりますが、5月中は学童保育所内での密集状況を避けるために、足寄小学校体育館を使用し分散保育を行いました。なお、児童館につきましては、学童保育所内での密集状況を避けるために、当面休館することとし、併せて図書館児童館分館も休止しております。

役場庁舎内における業務体制等については、感染防止対策として全職員のマスク着用と窓口における飛沫感染防止対策を継続しております。4月27日から開始した職員の在宅勤務については、5月末をもって解除し、現在は通常の勤務体制となっておりますが、今後も感染拡大状況に応じて職場における蔓延防止対策を図りたいと考えております。

そのほか、各種会議等開催についても、簡素化、短時間、少人数、定期的な換気等の3つの密を回避する環境で行うこととしています。

続いて、第2回足寄町議会臨時会において、予算の専決処分についてお願いをしておりました2つの事業について、御報告させていただきます。

まず、特別定額給付金事業についてですが、基準日である令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている方1人につき10万円を給付する事業となっており、本町においては5月15日に対象世帯3,472世帯に対して申請書を送付し、5月18日から申請受付を開始いたしました。5月末現在において対象世帯の92.7%に当たる3,217世帯の申請を受け付け、本日までに3,052世帯に給付を完了する予定となっております。

次に、足寄町商工会が実施する、頑張ろう足寄プレミアム付商品券発行事業ですが、販売価格1セット5,000円で、プレミアム率40%、7,000円分の商品券を1世帯

2セットまで購入可能とし、6,000セットを限度に発行することとしており、プレミアム分1,200万円と印刷経費等を合わせて1,330万円を予算計上させていただきました。販売は予約制で、1世帯当たり2セットまで購入でき、足寄町商工会から町内全世帯に購入申し込み案内が送付されています。6月5日までの申し込みとなっており、後日郵送される商品券購入通知書により、6月15日から7月3日まで商工会で購入することができます。

続いて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本町における実施計画について御報告いたします。

この交付金は、地方公共団体が新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的に、地域の实情に応じて実施する実施計画計上事業に国から交付されるもので、交付限度額は人口や新型コロナウイルスの感染状況等に応じて決定され、本町の限度額は7,670万円となっております。

本町の実施計画は別紙資料のとおり策定しており、必要な予算を本定例会に提案させていただいております。なお、4月以降の補正予算等で計上済みである事業継続緊急支援事業、プレミアム付商品券発行事業、クーポン券発行事業が本交付金の対象となっていることから、本定例会で歳入予算の組替えを行っております。

実施計画に計上している事業といたしましては、緊急事態宣言による外出自粛等で大きな影響を受けた町内小規模事業者等に対し、今後も事業を継続していただくために、従業員の人数及び売り上げ減少率や影響額に応じて算定する支援金及び雇用調整助成金の申請等に係る経費の一部について、商工会と連携して支援することとし、4,000万円を本定例会に提案させていただいております。

また、避難所環境整備事業といたしまして、避難所に備蓄、住民に配布するマスク、

消毒用アルコール、簡易ベッド、簡易間仕切り等の感染症対策消耗品、備品購入として981万2,000円を、情報通信機器整備費国庫補助金を活用して実施するGIGAスクール関連事業で購入する児童生徒用タブレットパソコンのネットワーク設定や、教育用ソフトウェアセットアップ業務等に係る費用といたしまして、小学校分732万5,000円、中学校分258万2,000円を計上しています。

そのほか、医療体制整備事業といたしまして、診療時の感染拡大を防止する隔離用陰圧ブース、空気清浄機、緊急医療用テント等の購入や感染予防対策支援事業として感染防止に向けた消毒等の増嵩費用として、医療・福祉事業所に対し施設規模に応じた支援金、図書館環境整備事業として、紫外線図書殺菌機やCD・DVD研磨機の購入を計上しています。

今後におきましては、さらに国の第2次補正予算等による事業の実施も見込まれ、迅速な対応が必要になり議会の議決を頂くいとまがない場合においては、専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、国民健康保険税及び介護保険料の減免についてですが、国は新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に対し、減免を行う市区町村等の保険者に財政支援を行うこととしていることから、本町においても国の基準に基づき、減免を行うこととし、今後周知をしております。

このほか、町内ボランティア団体や足寄町にゆかりのある方からのマスクの寄贈や、町内事業者、各種団体からの消毒液や学童保育所への昼食提供等を頂き、様々な面から本町への支援を頂いていることを御報告いたします。

新型コロナウイルスへの対応は長丁場になると言われております。今後も町民の皆様には手洗いやマスク着用等の日常的な感染防止

対策に継続して取り組んでいただくほか、町としても新しい生活様式等の具体例に関する情報の周知を図り、感染拡大予防と社会経済活動の両立に向けた支援を行ってまいります。

以上、足寄町における新型コロナウイルス感染症に対する主な取組について御報告いたしました。今後におきましても、国や北海道など関係機関から新型コロナウイルスに関する正確な情報の収集を行うとともに、関係機関との連携を密にして、感染拡大防止及び町民の皆様の安全・安心の確保、経済活動を維持できるよう、町を挙げて全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

次に、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする第2期足寄町地域福祉計画及び足寄町子ども・子育て支援事業計画を別冊のとおり策定いたしましたので御報告いたします。

まず、第2期足寄町地域福祉計画について御報告いたします。

近年、我が国では少子高齢化や核家族化の急速な進行とともに、地域住民同士のつながりが希薄化し、地域コミュニティー機能の低下やひきこもりによる社会的孤立など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした課題は多様化・複雑化しており、公的な福祉サービスだけでは解決が難しく、また解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースも見られ、制度の枠を超えた支援や地域の中でお互いに支え合い、助け合う仕組みをつくっていくことがまず重要となっております。

このような中、本町では足寄町第6次総合計画に基づき、年齢や障害の有無にかかわらず、いつまでも健康で生きがいを持って暮らすことができる町を目指し、町民と協働の下「いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めてきましたが、このたび第2期足寄町地域福祉計画において、高

齢者や障害者をはじめ、全ての町民が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて支援を必要とする全ての人の包括的な相談支援体制構築などについて、具体的な内容を盛り込むことといたしました。

本計画の概要でございますが、「いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまち あしよろ」を基本理念とし、基本目標として、①としてみんなで支え合う福祉のまちづくり、②で必要な支援を受けられる環境づくり、③で安心して暮らせる安全で快適なまちづくり、④で地域福祉を支えるまちの仕組みづくりを掲げ、施策の展開を図っていく計画としております。

また、本計画では、足寄町成年後見制度利用促進基本計画を一体の計画として策定しており、高齢者や障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるよう、本町の成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進していくこととしております。

本計画は足寄町地域福祉計画策定委員会委員、地域福祉やボランティア活動に取り組む団体、町民の皆様から多くの御意見を頂き、庁舎内の関係各課と検討し策定しましたが、本計画の基本理念である「いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまち あしよろ」を実現するためには、町民、地域、事業所、団体、行政の協働が不可欠であり、支え手（サービスを提供する側）と、受け手（サービスを利用する側）に分かれるのではなく、地域に関わる全ての人たちが相互に役割を持ち、支え合っていく必要があります。

今後、町民の皆様には計画概要をダイジェスト版により周知をし、町民、地域、事業者、団体の皆様と共に、地域福祉の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、第2期足寄町子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づき策定しているもので、平成27年

度から令和元年度を計画期間とする第1期足寄町子ども・子育て支援事業計画を基本に、制度改正等の見直しをするとともに、本町における取組の進行状況や課題を整理し策定いたしました。

本計画の概要でございますが、第1期計画を基盤とし、さらなる充実を図るために基本理念、基本目標は継続することとし、「子育ての喜びを感じあい、ともに育ちあえるまち・足寄町」を基本理念に、4つの基本目標として、1つ目には地域における子育てへの支援、2つ目に子供にとって良質な教育・保育の提供、3つ目に全ての子供の育ちを支える環境の整備、4つ目として仕事と子育ての両立の推進を掲げ、施策の展開を図っていく計画としております。

また、事業計画における教育・保育の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等につきましては、町内に居住する就学前児童の保護者に実施したニーズ調査やこれまでの保育等サービスの実績等を参考として、また、足寄町子ども・子育て会議委員の御意見を頂き、目標数値を設定しております。

本計画の推進につきましては、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに係る関係機関、団体等と連携を図るとともに、その計画の進行管理において、足寄町子ども・子育て会議を開催し、点検、評価を行っていくこととしておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、十勝市町村税滞納整理機構における令和元年度の実績が取りまとめられましたので、御報告をいたします。

まず、十勝市町村全体の実績ですが、滞納事案418件、滞納額3億3,706万7,000円の引継ぎに対して、延滞金を含めた収納額は1億1,979万5,000円、収納率は35.54%となっており、前年比6.85ポイントの増となりました。

収納額、収納率、いずれも前年実績を上回

る結果となり、引き続き高い水準を維持しているものと考えております。

次に、本町の実績ですが、引き継ぎました事案は8件、滞納額347万2,000円に対して、延滞金を含めた収納額は216万9,000円、収納率は62.47%となっており、前年度比6.62ポイントの減となりました。

また、事前予告通知による効果額は178万3,000円で、収納実績額と合わせた総額は395万1,000円となっており、本町が負担する分担金100万7,000円を差し引いた費用対効果額は294万4,000円の実績となりました。

発足から13年間における本町の引継ぎ件数は延べ124件で、収納額は3,417万円の実績となっており、滞納整理機構への引継ぎの宣伝効果もあって、町税全体の収納率も向上しているところであります。

なお、令和2年度におきましては、継続事案1件を含む7件、滞納税額336万1,000円を引継ぎしております。

十勝市町村税滞納整理機構は、滞納整理に関する高度な専門知識や手法を有しており、各市町村での対応が困難な者に対しても高い収納率を上げております。

今後におきましても、適切に納税されている方の不公平感をなくすため、十勝一丸となった取組を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告といたします。

次に、里見が丘公園再整備基本計画の見直しについて、御報告をいたします。

里見が丘公園につきましては、四季を通じたレクリエーションの場の提供や町民の健康づくり、さらには観光資源としての新たな活用を目的として、里見が丘公園再整備検討委員会の意見を基に、平成25年度に里見が丘公園再整備基本構想、平成26年度に里見が丘公園再整備基本計画を策定してきました。

平成27年からは、基本計画に基づき再整備工事を順次実施しており、これまで総合体

育館等運動施設周辺を中心に遊水路や足湯、ふわふわドーム、お山の遊具などの遊戯広場の整備を進めたほか、レストハウスの更新や周辺園路の整備、総合体育館・温水プールの改修などを進めてまいりました。

特に遊戯広場については、町内外を問わず多くの子供連れ家族などに利用されており、公園利用者の増加によるにぎわいの創出という点で一定の効果が得られたものと考えております。

しかしながら、国の交付金を活用した財源計画を念頭に再整備を進めてきたところですが、当初計画時点から国庫交付金の採択要件の大幅な変更などもあったことから、財源確保が大きな課題となり、このまま基本計画どおりに進めることは困難との判断から、昨年度基本計画の見直しを検討してまいりました。

基本計画見直しに当たっては、計画策定時と同様、里見が丘公園再整備検討委員会の委員の皆様にお集まりをいただき、整備状況の進捗報告や現地調査などを含めて、見直しについての意見交換を行い、一定の御理解を頂いてきたところです。

また、町民の皆さんに対しては、見直し検討案について、自治会回覧による意見募集を行い、頂いた意見は少数ではありましたが、見直し計画の参考にさせていただきました。

本日は別冊で、里見が丘公園再整備基本計画、見直し計画の概要版を添付しておりますので、御参照ください。

主な見直しの内容でございますが、財政事情や管理運営体制を考慮した結果、1点目として交流ゾーンにおける、1つ目としてセンターハウス兼ビジターセンターと幹線園路の整備につきましては、当初は公園全体の指定管理者制度による一括管理運営を想定し、利用促進と管理運営の効率向上を図ることを目的としておりましたが、現時点では予算的問題と管理体制見直しのめどが立たない段階で整備に踏み切ることが難しいと判断いたしました。ただし、今後の利用状況や利用者ニー

ズを見ながら、財政事情や管理運営体制の措置が図られた段階で整備を再検討する可能性は残しておくこととしています。

2つ目にキャンプ場につきましては、当初計画ではオートキャンプ場へのリニューアルを計画しておりましたが、既存の野趣あふれるよさを生かしたキャンプ場として、現在の客層を中心として必要な補修を行い、利便性を高めていく。また、旧青少年会館からのアプローチ園路の安全性を高めるための改修も併せて行います。

3点目といたしましてコテージにつきましては、当初計画時には町内に宿泊施設が少なく、宿泊客増加を担う役割を期待していましたが、昨年8月に民間による宿泊施設が町内で運営を開始したことや、予算確保の困難さもあり、コテージの整備は取りやめといたしました。

2点目として、出会いの森につきましては、ソフト先行による森の活用を基本とし、森での活動に関心のある団体を積極的に誘致する取組を行い、徐々に整備を進めることとしています。

3点目として、公園利用促進のために早期整備が望まれる、1点目の公園内外を含めた分かりやすいサイン、これは案内・誘導等の標示の整備、②でネイパルあしよろからスポーツゾーンへのアクセス路の整備を今後順次進めてまいります。

このようなことから、今後の里見が丘公園再整備につきましては、今回の見直し計画を基本に既存施設の長寿命化修繕等を中心に、財政事情を考慮しながら整備を図ってまいりたいと考えております。

本定例会におきましても、今年度の国庫交付金配分予定額を踏まえ、関係予算の追加補正提案をさせていただいておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

以上、5件の行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を

終わります。

◎ 報告承認第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度足寄町一般会計補正予算（第2号）〕の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

専決処分書。

足寄町一般会計補正予算（第2号）を、別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、特別定額給付金給付事業等を実施するに当たり、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日付で専決処分をしたものでございます。

専決処分した内容について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

令和2年度足寄町一般会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億713万2,000を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,036万9,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費におきまして、特別定額給付金給付事業といたしまして、特別定額給付金

6億7,800万円のほか、事務費など合わせて6億9,369万9,000円を計上いたしました。

第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費におきまして、子育て世帯臨時特別給付金事業といたしまして、手数料13万3,000円を計上いたしました。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費におきまして、頑張ろう足寄プレミアム付商品券発行事業補助金といたしまして1,330万円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

5ページへお戻りください。

第15款国庫支出金におきまして、事業費見合いの国庫補助金合わせて6億9,383万2,000円を計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財源調整のため財政調整基金繰入金といたしまして1,330万円を計上いたしました。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度足寄町一般会計補正予算（第2号）〕の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度足寄町一般会計補正予算(第2号)〕の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告第11号

○議長(吉田敏男君) 日程第6 報告第11号繰越明許費繰越計算書について(一般会計)の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、報告第11号繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

7ページをお開き願います。

令和元年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本件につきましては、既に予算議決を頂きました子どもセンター管理経費など、7ページ右側に別紙といたしまして添付しております計算書のとおり、それぞれ事業費の額が確定をいたしましたので報告するものでございます。

翌年度への繰越額は、9事業、合計1億5,710万円でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長(吉田敏男君) ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第12号

○議長(吉田敏男君) 日程第7 報告第1

2号繰越明許費繰越計算書について(公共下水道事業特別会計)の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長(増田 徹君) ただいま議題となりました、報告第12号繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

議案書8ページをお開き願います。

令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上議決頂きましたが、別紙計算書のとおり、事業費の額が確定しましたので御報告するものでございます。

翌年度への繰越額は、8,800万円でございます。

以上、報告第12号繰越明許費繰越計算書についての御報告とさせていただきますので、よろしく御報告申し上げます。

○議長(吉田敏男君) ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第13号

○議長(吉田敏男君) 日程第8 報告第13号事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、報告第13号事故繰越し繰越計算書について、提案理由の御説明を申し上げます。

9 ページをお開き願います。

令和元年度足寄町一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

9 ページ右側の別紙事故繰越し繰越計算書のとおり、第2款総務費、第1項総務管理費、地域活性化推進事業の住環境店舗等整備補助金につきまして、交付決定した改築工事3件が年度内に完了することが困難となったため、翌年度繰越額81万6,000円を事故繰越しを行ったものであります。

なお、3件のうち2件は既に工事が完了し、もう1件は間もなく完了する予定で、いずれも今月中には支出が完了する見込みでございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第14号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 報告第14号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第14号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

10 ページをお開き願います。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

11 ページをお願いいたします。

令和2年2月11日から令和2年5月27日までの期間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事又は製造の請負は、別紙のとおり4件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第47号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

12 ページをお開き願います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、芽登、茂足寄、愛冠、螺湾、中足寄の5つの辺地に係る総合整備計画の一部を変更するもので、財政上有利な辺地対策事業債を申請する場合、本計画への登載が条件とされておりことから、同事業債を申請予定の事業について計画内容の一部に変更が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

整備計画の内訳により御説明いたしますので、14 ページ右側の別紙様式を御覧ください。

い。

まず、芽登辺地につきましては、中段辺りとなりますが、道営水利施設等保全高度化事業外2事業の事業費等を変更するものでございます。

なお、以下、下線表示部が変更箇所でございます。

次に、15ページの右側下段の別紙様式を御覧ください。

茂足寄辺地につきましては、橋梁長寿命化修繕事業の事業費等の変更及び飲用水供給施設といたしまして上足寄営農用水道配水管敷設替事業外1事業を追加するものでございます。

次に、16ページ右側の別紙様式を御覧ください。

愛冠辺地につきましては、飲用水供給施設といたしまして、鷲府営農用水道浄水場改修事業を追加するものでございます。

次に、17ページ右側の別紙様式を御覧ください。

螺湾辺地につきましては、飲用水供給施設といたしまして、営農用水道（奥足寄地区）計装装置更新事業を追加するものでございます。

次に、18ページ下段の3公共的施設の整備計画を御覧ください。

中足寄辺地につきましては、飲用水供給施設（道営水利施設等保全高度化事業）の事業費等を変更するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

11時15分まで休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第48号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第48号除雪グレーダ（雪寒機械）購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第48号除雪グレーダ（雪寒機械）購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

19ページをお開き願います。

令和2年5月14日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した除雪グレーダ（雪寒機械）購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、除雪グレーダ（雪寒機械）購入。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、3,377万円でございます。

契約の相手方は、帯広市西24条北1丁目3番4号、コマツ道東株式会社帯広支店、支店長 山口英明氏でございます。

納入期日につきましては、令和3年1月29日でございます。

20ページに外観図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） それでは、ちょっと私機械については余り得手ではないのですけれども、ただこうやって外観図ですか、見ますとグレーダに、我々ちょっと排土板とかと言っているのですけれども、雪寒機械をつけたものを買うよということのようなのですけれども、これだけ長い11メートルもあるものが能率的にはどうなのでしょう。要するに、通常のものにつけた排土板をつけて効率よくやったほうが早いような気がするのですけれども、理由はこのグレーダにつけているものを買うという理由についてお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） グレーダについてのお答えをいたします。

グレーダの前についているプラウなのですけれども、雪寒機械ということでプラウ等ついている機械を購入するというような形になります。なぜグレーダが必要なのかと言われますと、グレーダ重量ありまして、氷だとか

削る際に通常のダンプトラックのグレーダ等では削り切れない部分もグレーダによる切削で削れるということもありまして、グレーダを購入したいということになります。

今回につきましては、平成13年度に購入したグレーダだったのですけれども、17年が経過してエンジンの油圧漏れ、オイル漏れ等々がありましたので、下取り更新というような形で購入をお願いするというような形になりましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に。

11番。

○11番（木村明雄君） 関連なのですけれどもここで、除雪、雪寒機械ということで、除雪専用なのかなとは思うわけなのだけれども、例えば農道辺りでまだ舗装のされていないところ辺りは、これ砂利削るのかどうなのか、その辺もちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。

農道等でも砂利を削ることは可能でございます。ただ、大きさが大きいので、道路の幅等で問題があるようなところにはちょっと入ってはいけませんけれども、通常の農道であれば問題なく作業できるかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） ということは、夏場でも使えるということなのですね、結局。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。

そのとおりでございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わり

ます。

これから、討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで討論を終わります。

これから、議案第48号除雪グレーダ(雪寒機械)購入売買契約についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第48号除雪グレーダ(雪寒機械)購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第49号

○議長(吉田敏男君) 日程第12 議案第49号スクールバス購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第49号スクールバス購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

21ページをお開き願います。

令和2年5月14日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付したスクールバス購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、スクールバス購入。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、2,310万円でございます。

契約の相手方は、足寄郡足寄町南7条1丁目46番地、有限会社斉藤観光、代表取締役福田敏勝氏でございます。

納入期日につきましては、令和3年1月29日でございます。

22ページに外観図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番。

○3番(進藤晴子君) すみません、お伺いします。

現在、スクールバスは足寄町では何人乗りのバスが何台あって、大体どのぐらいの人数の生徒さんが使われているのか、稼働状況を教えてください。

○議長(吉田敏男君) ここで暫時休憩をいたします。

午前11時25分 休憩

午前11時28分 再開

○議長(吉田敏男君) 会議を再開をいたします。

先ほどの質疑については、今申し上げたとおりでありますから、よろしく申し上げます。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これから、議案第49号スクールバス購入売買契約についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第49号スクールバス購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第50号

○議長(吉田敏男君) 日程第13 議案第50号町民センター改修(第4期)工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第50号町民センター改修(第4期)工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

23ページをお開き願います。

令和2年5月22日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した町民センター改修(第4期)工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、町民センター改修(第4期)工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、9,350万円でございます。

契約の相手方は、足寄町旭町4丁目24番地、株式会社木村建設、代表取締役 木村祥悟氏でございます。

工期は、令和2年12月25日でございます。

工事の概要につきましては、屋根及び外壁等の改修を行うものでございます。

24ページ及び25ページに立面図を、26ページに屋根伏図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番。

○4番(榊原深雪君) お伺いいたします。

この工事請負契約につきまして、入札は何社が参加されて、この木村さんの入札率は何%だったかをお伺いいたします。

○議長(吉田敏男君) 答弁、総務課長。

○総務課長(松野 孝君) お答えいたします。

町民センター改修(第4期)工事におきましては、指名業者につきましては6社でございます。

落札率につきましては、97.94%でございます。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) よろしいですか。

4番。

○4番(榊原深雪君) ちなみに、2位の方は何%だったのでしょうか。

○議長(吉田敏男君) ここで暫時休憩をいたします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○議長(吉田敏男君) 再開をいたします。

総務課長、答弁。

○総務課長(松野 孝君) お答えいたします。

お時間をいただきまして、大変申し訳ございませんでした。

第2順位の落札率につきましては、98.63%でございます。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わり

ます。

これから、討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号町民センター改修(第4期)工事請負契約についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第50号町民センター改修(第4期)工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第51号

○議長(吉田敏男君) 日程第14 議案第51号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(8号棟)工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第51号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(8号棟)工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

27ページをお開き願います。

令和2年5月22日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付したはるにれ団地公営住宅新築建築主体(8号棟)工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、はるにれ団地公営住宅新築建築主体(8号棟)工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約で

ございます。

契約の金額は、8,195万円でございます。

契約の相手方は、足寄町南1条4丁目6番地2、株式会社森下組、代表取締役 森下郁男氏でございます。

工期は、令和2年12月30日でございます。

工事の概要につきましては、28ページの全体配置図を御覧いただきたいと思います。

左下に8号棟といたしまして、工事場所は足寄町北2条4丁目60番地1、構造は木造平屋建て1棟5戸、延べ床面積は359.32平方メートルでございます。

29ページに平面図を、30ページに立面図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(8号棟)工事請負契約についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第51号はるにれ団地公営住宅新築建築主体（8号棟）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第52号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第52号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第52号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

31ページをお開き願います。

本条例は地方自治法等の一部改正に伴い、地方自治法を引用する規定の条項ずれを整理するため、足寄町監査委員条例外2本の条例を一括して整理するものでございます。

改正内容について申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1条による改正は、足寄町監査委員条例の一部を改正するもので、第3条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改めるものでございます。

第2条による改正は、足寄町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するもので、第5条中「243条の2第4項」を「第243条の2の2第4項」に改めるものでございます。

第3条による改正は、足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するもので、第4条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第4項」に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

32ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第52号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第53号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 議案第53号足寄町行政不服審査法施行条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題と

なりました、議案第53号足寄町行政不服審査法施行条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

33ページをお開き願います。

本条例は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する規定において法律名の変更や条項ずれ、その他所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町行政不服審査法施行条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

第1条による改正は、足寄町行政不服審査法施行条例の一部を改正するもので、第9条第3号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に、「同項」を「同法第6条第1項」に改めるものでございます。

第2条による改正は、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するもので、第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第10条第1項第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に、「同項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改め、同条第2項第3号中「情報通信技術利用法第3条第1項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

34ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます

ますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号足寄町行政不服審査法施行条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第53号足寄町行政不服審査法施行条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第54号

○議長（吉田敏男君） 日程第17 議案第54号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） ただいま議題となりました、議案第54号足寄町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、経済活動の自粛などの措置により、様々な業種で影響が生じており、こうした措置が納税者に及ぼす影響を緩和するために、地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）が、令和2年4月30日にそれぞれ公布され、原則として公布の日から施行されたことに伴い、本町の税条例の一部を改正するものでございます。

基本的には法令の改正に準じた改正でございまして、逐一改め文の朗読は省略させていただきますことを御容赦願います。主な改正内容について御説明申し上げます。

議案書35ページ左側を御覧ください。

第1条におきまして、附則第10条への地方税法附則第61条または第62条の文言の追加は、今般のコロナウイルス感染症拡大防止の措置に起因して厳しい経営環境に置かれている事業者等に、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税を売上高の減少に応じて軽減する措置を設けるものでございます。

また、改正附則10条の2への条項の追加は、わがまち特例の追加としてコロナウイルス感染症拡大防止のための施策の影響を受けながらも生産性革命への実現に向けた新規に設備投資を行う中小事業者の支援として、対象資産を追加するとともに、適用割合をゼロとして固定資産税の負担を軽減するものでございます。

附則第24条の追加は、新型コロナウイルス拡大防止のための経済活動自粛の措置により、納税者に大きな影響が生じており、令和3年1月31日までに納付すべき税の納付が困難となった方に対しまして、申請により納期限から1年以内の期限に限って徴収を猶予することができる特例を設けるものでございます。また、軽自動車税の環境性能割について、臨時的軽減の延長も行われております。

第2条においては、附則第25条の追加は、政府の自粛要請を受けて新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律で指定する文化・芸術・スポーツイベント等で町が指定するもの中止もしくは延期または規模縮小によって生じる入場料金などの払戻し請求権の全部または一部について、所得割納税義務者が本年2月1日から12月31日までの間で放棄した場合に、その放棄した年中に寄附金を支出したものと見なして20万円を上限として個人町民税の寄附金税額控除の対象とするものであり、35ページ左側の第26条の追加は新築、建て売り、中古住宅の取得など、住宅ローンの控除につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年12月末までに入居できなかった場合でも一定の要件を満たせば、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除が適用できるよう弾力的に運用する改正でございます。

今回の改正により、税収として減収となる規定につきましては、減収分について国が補填する措置を取ってございます。

附則についてですが、原則として公布の日から施行するものとしておりまして、第2条の規定は来年1月1日からの施行とするものでございます。

議案書36ページから37ページまで、新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第54号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

昼食のため、1時再開といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第55号

○議長(吉田敏男君) 日程第18 議案第55号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長(佐々木雅宏君) ただいま議題となりました、議案第55号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書38ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法が令和元年5月31日に公布され、附則において、マイナンバーカードを取得するために送付されて

おりました通知カードの廃止について規定され、その期日が公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日とされていたところでございます。

令和2年5月7日に総務省から、先ほどのいわゆるデジタル手続法の一部の施行期日を定める政令が公布され、通知カードの廃止に関する規定の施行期日を令和2年5月25日とするとされたことから、通知カードの再交付手数料を規定する本条例の一部を改正するものでございます。

議案書39ページの新旧対照表のほうを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容につきましては、本条例の別表その他手数料の事項6にございます、個人番号通知カードの再交付手数料1件500円の事項を削り、以下の事項を繰り上げるものでございます。

38ページの改め文のほうにお戻り願いたいと存じます。

附則についてですが、本条例は公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用することとしております。

以上で、本条例の改正に関する説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決をしま

す。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第55号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第56号

○議長(吉田敏男君) 日程第19 議案第56号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長(保多紀江君) ただいま議題となりました、議案第56号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

40ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、低所得者の第1号保険料の軽減が10月から翌年3月までの半年分実施されることとなり、昨年6月に条例の改正をお願いしていたところですが、令和2年度の介護保険料においても低所得者の第1号保険料の軽減が実施されることに伴い、令和2年度の介護保険料への1年分の軽減を適用するため、今回条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容については、新旧対照表により御説明いたしますので、41ページをお開きください。

改正前の第3条第3項で、令和元年度から令和2年度における保険料率を2万5,900円と定めている方については、改正後は令和2年度において2万700円へ軽減することとしております。同様に、第4項及び第5項でそれぞれ定めている保険料については、3万9,000円を3万4,500円に、5万

100円を4万8,300円に、それぞれ軽減することとしております。

次に、40ページへお戻りいただきまして、附則ですが、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用し、経過措置として、改正後の足寄町介護保険条例第3条の規定は令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番。

○12番(井脇昌美君) ちょっと確認なのですが、これ昨年度からこの軽減税率、低所得の人は実行しているのですかね。昨年度から。

それで、どうなのですかね。これは低所得の人分かります、これ。昨年度は実績として申請されている方何名おりました。

○議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。

○福祉課長(保多紀江君) ただいま手元に人数ございませんけれども、対象者は申請によってではなくて、この条例を改正いただくことによりまして、対象者の方は全ての方がその金額を軽減することとなっております。

以上です。(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第56号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第57号

○議長(吉田敏男君) 日程第20 議案第57号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 村田善映君。

○経済課長(村田善映君) ただいま議題となりました、議案第57号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

42ページをお開き願います。

本条例の一部を改正する理由として、1つ目に平成25年度から平成29年度までの期間、白糸地区の地籍調査業務が行われ、地籍調査後財産台帳の整理を行ったところ、本条例の位置である足寄町営大規模草地育成牧場の管理事務所の地番が分筆され変更となっております。

2つ目として、指定管理者である足寄町農業協同組合が足寄町営大規模草地育成牧場の管理運営業務を行う上で、令和2年度以降利用料金の一部を納付金として徴収する事案が発生しないことから、条例の一部を改正するものであります。

改正内容として、足寄町営大規模草地育成

牧場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「146番地」を「146番地170」に改めるものであります。

第8条第5項ただし書を削るものであります。

附則として、この条例は令和2年7月1日から施行する。

なお、新旧対照表は42ページの右側に添付させていただいておりますので、御参照ください。

以上をもちまして、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第57号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第21 請願第1号新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書の件は総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

◎ 意見書案第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第22 意見書案第1号「子供の貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題になっております、意見書案第1号「子供の貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号「子供の貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保

障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

◎ 意見書案第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第23 意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題となっております、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

◎ 町長報告

○議長（吉田敏男君） ここで、日程にはありませんが、町長より報告を求めたいと思いをします。

この件につきましては、昨日の交通事故の関係、そして山火事の関係、町長よりの報告を受けます。

町長。

○町長（渡辺俊一君） 議長からお許しを頂きましたので、貴重な時間でございますけれども、少し時間を頂きまして、2件について報告をさせていただきたいと思いをします。

今、議長のほうからもお話ございましたけれども、昨日交通事故がございました。

足寄町の喜登牛付近の道道本別留辺薬線でオートバイと鹿が衝突をしたと見られる交通事故がございまして、オートバイを運転されていた男性の方がお亡くなりになったということでございます。足寄町内では平成23年の8月以来の死亡事故となっております。亡くなられた方には心から御冥福をお祈りしたいと思いますし、また改めて今後さらに交通安全運動の推進に取り組まなければならないというように考えているところでございます。議員の皆様方にもぜひ御協力のほど、よろしくをお願いをしたいと思います。

それからもう1件、これも昨日の話ですけれども、林野火災がございました。

昨日の午後4時36分に消防のほうに林野火災の煙が見えるというようなことで通報がございまして、その後消防署、足寄消防署にも連絡が入り、その後午後6時ごろから消防、それから町職員と現地を確認しております、林野火災が確認をされております。

場所については、上螺湾9番地の1ですか、シオワッカの公園の駐車場のところから奥に2キロぐらい入った場所ということでございまして、町有林の中で火災が起きたということでございます。昨日については、もう既に日が暮れて、その後消火活動というのは非常に難しいだろうと、危険も伴うだろうということで、昨日は今日の段取りをして終わりとさせていただいて、今朝、朝から現地に消防のほうで現地確認、そしてその後消火作業という予定でございましたけれども、消防のほうで5時から現地に向かいます、現地の調査をしたところ、ほぼ鎮火しているというような状況であったということでありまして、最終的には午前7時47分に鎮火ということで確認がされたということでございます。

まだ出火の原因だとか、被害面積、被害額だとか、そういったことについては調査中でございます、今後調査した中で、また詳細

について分かりましたら、また行政報告等で御報告をさせていただきたいというように思っております。

以上、2件報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、6月10日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後 1時20分 散会

令和2年第2回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員